

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程）

非常勤職員の身分、任用、給与その他の勤務条件に関して必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、同法で規定する職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削られたことを踏まえ、訓令の規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

地方公務員法の一部が改正され、同法で規定する職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削られたことを踏まえ、規定を整理する。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和元年12月10日

施行年月日 令和元年12月14日

5 新旧対照表 別添参照

6 根拠法令 地方公務員法第16条第1号

新旧対照表

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号） 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、非常勤職員となることができない。 (削る。)</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、非常勤職員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

改正案	現行
<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合には、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。</p> <p>8 委員は、第十六条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>9 （略）</p>	<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合において、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることはない。</p> <p>8 委員は、第十六条第二号、第四号又は第五号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>9 （略）</p>
<p>10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第三十条から第三十八条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務についてそれぞれ適用する。</p> <p>（平等取扱いの原則）</p> <p>第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>（前号）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p>	<p>10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に適用する。</p> <p>（平等取扱いの原則）</p> <p>第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p>

